

三田市告示第145号

令和5年6月12日付で受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての住民投票に関する条例制定の請求について、同条第3項の規定により議会に付議したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により、その審議結果を次のとおり告示する。

令和5年6月30日

三田市長 森 哲 男



記

1 提出議案

議案第57号

三田市民病院の廃止及び神戸市北区における新病院の設置についての住民投票に関する条例の制定について

2 議決年月日

令和5年6月30日

3 審議の結果

否決